

13 師範有造学校設立伺い 明治八年二月

三重県は明治八年一月、師範学校設立の伺いとその教員の派遣方を申請した。そして文部省の指示で四月に官立学校設立伺いを提出、七月八日に開校した。創立当時の教職員は阿保友二郎ら五人、入学生は二四人であった。

〔<sup>(奉)</sup>第三百十一号 一月廿八日 ④ 百八十四号〕

県下へ師範学校設立及教師御差遣之義伺

当県管下小学校之義、教師其人ニ乏シク、随テ教授法其宜シキヲ得ス候ヨリ生徒進歩之妨害モ亦不尠次第ニ付、将来師範トナル可キモノヲ陶成セル学校ヲ設置スルハ管下目今ノ急務ニ有之候間、差向キ県下へ当県限ノ師範学校ヲ設立仕、御委託金ノ内ヲ以教師ノ給料ヲハシメ其他諸費ニ相充度、就テハ右教師之義ハ当県實屬土族東京師範学校卒業生阿保友一郎ナル者、曩ニ山口県学校へ御差遣相成候処、疾病ニ罹リ辞職ノ上住所管下奄芸郡白塚村ニ於テ療養罷在、頃日快氣之旨ヲ以別紙御省へノ届書進達方申出候義ニ御座候間、何卒同人直チニ当県へ御差向相成度、右学校設置方法及校費之義詳細取調

別冊ニ具ス

- 一 教員履歴 三重県實屬土族 阿保 友一郎 当四月二十六日五月
- 旧津藩醫學士井幾之助及講官石川貞一郎ニ従ヒ文久二年五月ヨリ明治四年正月迄、都合八ケ年九ケ月漢学修業、明治四年三月ヨリ同年十二月迄、旧津藩壯年学校舎長ヲ勤ム
- 第一大学区東京師範学校ニ入り明治五年四月ヨリ同七年六月迄都合二ケ年二月修業、同月同校ニ於テ一等卒業免状ヲ得、其月御省ヨリ山口県へ訓導トシテ差遣サレタリ、同県ニテ三等訓導ニ任ス、山口県学校ニ在勤スル明治七年六月ヨリ同年十一月迄都合五ケ月ニシテ疾病ニ罹リ辞職ス、当八年一月訓導トシテ当県へ御差遣相成ル

- 一 教員給料 一ケ年金三百六拾円 一ケ月金三拾円

追テ上申可仕候条、至急何分之御指揮相成候様仕度、此段相伺候也

三重県権令 岩村 定高④

文部大輔 田中 不二麿殿

〔<sup>(奉)</sup>何之通

但、師範学校設立之儀ハ学制第七十七章ニ照準、更

ニ可伺出候事

明治八年二月三日④

官立学校設立伺

- 一 学校位置 第二大学区三重県管下第三拾七番中学区内第一番小学区津丸之内
- 一 学校名称 師範有造学校
- 一 学科 小学
- 一 教則則並舎則

但 訓導 名、月給 金拾円 教員 名、同 金拾円

- 一 舎長一名給料 一ケ年金七拾貳円 一ケ月同 六円
- 一 生徒員数 貳拾人 但漸次増員ノ積
- 一 学校費用 書籍器械等入費 一ケ年金貳百八拾円 一ケ月金貳拾三円三拾三錢三厘三三 営繕入費并諸雑費 一ケ年金貳百四拾八円 一ケ月金貳拾四円六拾六錢六厘六六 雑務掛并小遣等給料 一ケ年金百九拾貳円 一ケ月金拾六円

右費用総計 一ケ年金千五百五拾貳円 一ケ月金九拾六円

御委託金ノ内ヲ以遣弘ノ積

右之通設立仕度、此段相伺候也

明治八年四月七日 三重県権令 岩村定高④

文部大輔 田中不二麿殿

追而師範生徒貳拾名一ケ年給貸金九百六拾円 但一名ニ付一ケ月四円宛之割ケ

右ハ卒業ノ後、各自ヨリ月賦償還為致候積ニ有之候条、御委託金ノ内ヲ以給貸仕度、此段御領知被下度候也

〔案〕  
何之通

但、委託金遺払之儀ニ付テハ、追テ可相違儀有之候条、兼テ可相心得、且学校種別之儀ハ、昨七年当第貳拾貳号布達之通、公立ト可呼称候事

明治八年四月廿三日附

(三重県師範有造学校規則 略)

(明治八年文部省裁録学務課 県庁蔵)

14 学区取締職務定制 明治八年五月

学制では、府県と学区住民との間にあつて地方の学事を担当する機関として、学区取締を設置することを規定した。三重県では、明治六年二月、一小学区に一人ないし二人の学区取締を任命したが、いずれも正副戸長の兼務であった。明治八年五月、ようやく専任の学区取締四七人が任命されるようになるが、このとき定められたのが本資料である。内容は、学務の章程と処務の順序を規定しているが、その所掌事務は雑多であり、負担の大きいものであったことが推察される。

ヨリハ定便ニ付シ進達スルモノトス

但、臨時至急ノ事件ハ直ニ本庁へ郵送ス可シ

第四条 学資金出納并学校地所及管繕ニ関スル諸申陳ハ該取締兼務ノ区长及学事関係ノ正副戸長ト協議シ連署スベシ

第五条 教員ノ願伺届ヲ取次キ奥書進達ス可シ

第六条 職務ニ付一身上ノ申陳ハ区长ノ奥書ヲ受クベシ

第七条 県庁ヨリ面命口授ヲ要スル事アルトキハ、本庁ハ長官名印、支庁ハ支庁印ノ書面ヲ以テ相達スベシ、若シ該取締ヨリ面陳ヲ要スル事アル時ハ、先ツ何件稟議ニ付参庁ノ旨ヲ申請シ許可ヲ得テ出頭スベシ

但、臨時至急件ハ出行ノ上其事由ヲ届出スベシ

第八条 該取締及各校教員小使等月給旅費日当ハ別冊ノ通支給スルモノトス

第二章 処務順序

第九条 管主スル所簿書左ノ如シ

学制 各校規則 進達録 経裁編冊 往復録 教員進達録 教員出勤帳 生徒出席表 教員願伺届件名録 就学不就学届編冊 私学開業願編冊 学資金受払帳 学校所

地第七十六号

区戸長

各区内一小学区取締専務ノ者老名宛可差置候条、各自ニ於テ適任ノ者相撰、本月三十一日限大区ニ取纏メ可差出、依テ是迄各学区出ニヨリ差置候学区世話掛ハ相廢止候、此旨相違候事

但、俸等左ノ通相定候条、月給ハ学資課賦金ノ内ヨリ支給候義ト可相心得事

明治八年五月十五日 三重県権令 岩村定高

一等月給金七円 准十四等

二等月給金六円 准十五等

(三重県布達 県庁蔵)

学区取締職務定制

第一章

第一条 一小区内ノ各小学区ヲ受持テ学務ニ関スル事ヲ担任ス

第二条 受持内便宜ノ学校ニ於テ学務取扱フ可シ

第三条 学事諸申陳ハ便宜ニ由リ該小区扱所へ差出シ、扱所

有品名教録 生徒受業料収入帳 貨幣物品寄付献納留帳 学資積立金元帳 学資積立金貸付元帳 諸入金留帳 師範有造学校給貸金返納留帳 御委託金元払帳 代価受取書編冊

第十条 校舍ヲ設立シ人民ヲ勧誘シテ務テ学ニ就カシメ且学校ヲ保護スル費用ノ便宜ヲ計ルヲ要ス

第十一条 各校ノ学規ヲ更正セント欲スルトキハ教員ト協議シ伺出ツベシ

第十二条 公立学校ヲ設立スルトキハ明治八年地第九拾五号達ノ文例ニ照準シ伺出ツベシ、其他学事諸願伺届等アル毎ニ其原稿ヲ進達録ニ編ム、指令ヲ経レハ其文ヲ稿中ニ朱記ス、本書ハ経裁編冊編ム

第十三条 全勤往復ノ文書ハ其原稿并来翰ヲ往復録ニ編ム

第十四条 官立師範学校及当県師範有造学校卒業ノ者ヲ受持内小学教員ニ招聘セントスルトキハ幾許ノ月給支給イタシ度旨書載シ伺出ツベシ、之ヲ免セントスルトキハ其由ヲ具状シテ指令ヲ稟クベシ、其任免進退ノ月日ヲ進退録ニ詳記スベシ



- 第十五条 教員ヲ雇入ル、トキハ履歴及給料等ヲ書載シ経裁ノ上雇入レ雇解ノ節ハ届出ツ可シ、其進退前同簿ニ詳記スベシ
- 第十六条 教員并生徒ノ勤惰ヲ監視スル為メ毎校ニ教員出勤帳及生徒出席表ヲ備ヘ置キ、教員ハ其日ノ<sup>(病欠)</sup>野画中ニ押印セシメ、事故アリ不出ノ者アル時ハ其要旨ヲ押印スベキ画ニ填記ス、生徒ハ教員ヲシテ其日ノ<sup>(病欠)</sup>野画中ニ出席不出等ノ要旨ヲ記入セシメ、月末ニ之ヲ差出サシメ検査スベシ
- 第十七条 毎校生徒大試業及月尾小試業ノ節ハ臨席シ其進否ヲ監視スベシ
- 第十八条 願伺届書ハ受取ノ月日及其要旨姓名等ヲ件名録ニ登記シ進達スベシ、指令アリテ到達スレハ其指令ノ要旨ヲ件名録ニ朱記シ本人ニ付ス
- 第十九条 受持内人民ノ子弟、六歳以上十四歳以下学ニ就ト就サルト及六歳以上十四歳ノ学ニ就ク者トヲ其父兄ヨリ届出レハ、冊子ニ編ミ毎年二月十日限り式ノ如ク表ヲ作り差出スベシ
- 第二十條 私立開業ヲ願出レハ学制ニ掲示セル文例ニ照シ二通

- ヲ兼務区長與書連印シ差出スベシ、老通ハ編冊ニ編ム
- 第二十条 受持内ニアル公学私学ヲ取調ヘ別紙雛形ニ抛リ公私立校一覽表ヲ作り期月ニ差出スベシ
- 第二十一条 学校出納表ハ学資金受払帳ニ抛リ、所有品高表ハ学校所有品名数録ニ抛リ、共ニ式ノ如ク表ヲ作り期月ニ差出スベシ
- 第二十二条 毎校学資金受払ノ手續帳簿ノ書式等総テ別冊民費取扱始末ニ準拠スベシ
- 第二十三条 毎校生徒受業料収入帳ヲ作り別紙雛形ノ如ク一人別一月ヨリ十二月マテ一ヶ月毎ニ金員及収入ノ月日ヲ詳記シ、検査ニ便ナルタメ生徒苗字イロハ分ケニシ各校教員或ハ生徒掛ニ於テ収入セシメ、之ヲ受領スルニハ収入帳中毎生徒分金員ノ如ク照合シテ検印シ、帳尾ニ毎月總計ヲナシ内訳ニ受業料上中下ノ三等ヲ区別スベシ  
但受業料金員諸費元払元請總テ高へ式ノ如ク記載スベシ
- 第二十四条 受持内人民ヨリ貨幣物品寄付献納ヲ願出レハ受付ノ月日及其願意金員物品ノ名称并姓名等ヲ寄付献納留帳ニ登記シ本書ハ区戸長ト與書連印シ差出スベシ

- 第二十六条 寄付献納金并諸入金学費課賦金一ケ年ノ剰余等ハ積立トシ毎校学資積立金元帳ヲ作り別紙雛形ノ如ク詳細登録シ月尾ニ合計ヲナスベシ
- 第二十七条 毎校古紙肥シ其他払品アレハ諸入金留帳ニ詳記シ而シテ之ヲ積立金ノ内ヘ組込ムベシ
- 第二十八条 前条積立金ヲ貸付ケ其利子ヲ以テ学費ノ補足或ハ積立金ノ内ヘ組込ム可シ、此ノ積金ヲ貸付クルニ学資積立金貸付元帳ヘ貸付人名及金員幾割ノ利子等ヲ詳記シ、此ノ利子ヲ収入ストトキハ貸付金高ノ次ヘ別紙雛形ノ如ク詳細登録ス可シ  
但、利子ヲ学費ノ補足トストキハ其金員ハ諸費元受總高へ式ノ如ク記載スベシ
- 第二十九条 積立金ハ成丈ケ使用セサルヲ要スト雖トモ若シ不意ノ事アリテ遣払フトキハ其事由ヲ詳記シ伺出ツベシ
- 第三十条 師範有造学校卒業生、受持内各校ノ教員トナリ其修業中給貸スル所ノ金額返納ハ毎月老円宛月給ノ内ヨリ引去リ、其金員納人姓名等ヲ師範生徒給貸金返納留帳ニ詳記シ、而シテ別紙雛形ノ如ク添書致シ同校雜務掛ヘ遞送ス

- ベシ
- 第三十一条 文部省委託金ヲ救助スル事アレハ御委託金元払帳金帳簿式學校監費ニ其仕払ヲ詳記スベシ、学区取締給料ノ如キハ毎月下旬中受取証ヲ差出シ受取済ノ上其金員ヲ元払帳ヘ記載スルモノトス、毎年六月十二月別紙雛形ニ照準シ明細書ヲ作り進達スベシ  
但、委託金遣払ハ学制第九十三章ニ掲載セル条件ニ限ルモノトス
- 第三十二条 諸買物ハ一々代価ノ受取証ヲ編綴ス可シ  
(三重県史料 国史公文書館蔵)

15 学齡人員御届 明治八年八月

本資料は北牟婁郡須賀利村の学齡児童の就学狀況を示したものであるが、学齡児童五九人中不就学は二八人、そのうち二二人は女子で、不就学の理由は病気の一人を除いて全員「子守り」であった。

学齡人員御届

第四十一中学区第七十七番 須賀利小学